

保有個人情報の開示請求の手数料に係る規則

	平成17年 3月18日	総務部長通達第17- 3号
改正	平成23年 5月13日	総務部長通達第23- 8号
改正	平成24年 3月27日	総務部長通達第24- 5号
改正	平成28年 1月29日	総務部長通達第28- 2号

(目的)

第1条 この通達は、個人情報の開示等に関する規程（規程第17-8号）第11条に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）における保有個人情報の開示請求に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この通達において用いる用語の定義は、文書管理規程（規程第15-21号）及び個人情報の開示等に関する規程（規程第17-7号）及び個人情報の開示等実施要領（総務部長通達第17-2号）に定めるところによる。

(手数料の額等)

第3条 手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書 1 件につき 300 円とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

なお、1件の開示請求対象として特定できる保有個人情報に、特定個人情報と保有個人情報とが混在している場合、これを1件の特定個人情報として取り扱うことができる。

3 手数料は、現金（郵送によるときは現金書留）、郵便為替又は機構が指定する銀行口座への振込で納付させるものとする。

4 保有個人情報の開示を受ける者が当該情報が記録されている法人文書の写しの送付による方法で開示の実施を求めるときは、郵送料を郵便切手又は銀行振込で納付させるものとする。

(特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除)

第4条 特定個人情報の開示請求に係る手数料については、次の各号により免除することができる。

(1) 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の開示を受ける者が経済的困難により開示請求に係る手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。

(2) 前号の規定による手数料の免除を受けようとする者が、開示請求書の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した別に定める申請書を提出させるものとする。

(3) 前号の申請書には、第1号の特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付させるものとする。

- (4) 免除を行う場合には開示請求に係る手数料の免除決定通知書に、免除を行わない場合には開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書に、その旨を記載し通知するものとする。

附 則

この総務部長通達は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 13 日 総務部長通達第 23- 8 号）

この総務部長通達は、平成 23 年 5 月 13 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日 総務部長通達第 24- 5 号）

この総務部長通達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 29 日 総務部長通達第 28- 2 号）

この総務部長通達は、平成 28 年 1 月 29 日から施行する。